

事 務 連 絡
平成24年 6月28日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保 健 所 設 置 市 〕 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中
〔 特 別 区 〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

ジメチルアミルアミン(DMAA)を含む
いわゆる健康食品の取扱いについて

今般、ジメチルアミルアミン（DMAA）を含むいわゆる健康食品について、豪州で当該物質を検出した製品の回収を求めている旨、また、米国で安全性に関する根拠が示されていないとして警告が行われている旨の情報を入手しました。

当該物質は、高血圧、心臓発作、嘔吐等を誘発する可能性があるとして、因果関係は確立されていないものの、豪州で2件、米国で42件の健康被害（心疾患、神経系疾患、精神系疾患及び死亡）が報告されています。

現在、当該物質を含む製品は健康食品として取り扱われていますが、豪州等において食品として取り扱うことが適切か否か検討されており、その動向も見つつ判断する必要があります。

つきましては、当面の間、貴担当課において管轄の関係事業者及び消費者からの相談等に対し、情報提供していただくようお願いします。

なお、豪州等の情報については、以下 URL で確認できます。

（豪州、ニュージーランド）

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/mediacentre/mediareleases/mediareleases2012/18june2012consumerwa5567.cfm>

（米国）

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm302133.htm>

（独立行政法人国立健康・栄養研究所）

<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail1926.html>

【照会先】

基準審査課新開発食品保健対策室

担当：岡崎（内線2458）

（電話代表）03(5253)1111

（電話直通）03(3595)2327